

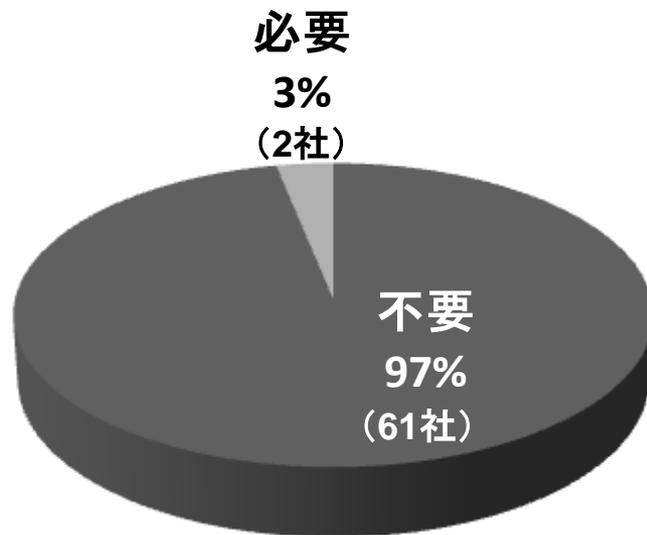
# 会計監査人の選任、監査報酬の 決定に関するアンケート調査結果

2009年12月15日

日本経団連 経済基盤本部

# 1. 会計監査人の選任について

Q1.(1) 監査役に会計監査人選任の同意権だけではなく、選任議案決定権を付与する必要はあるか？



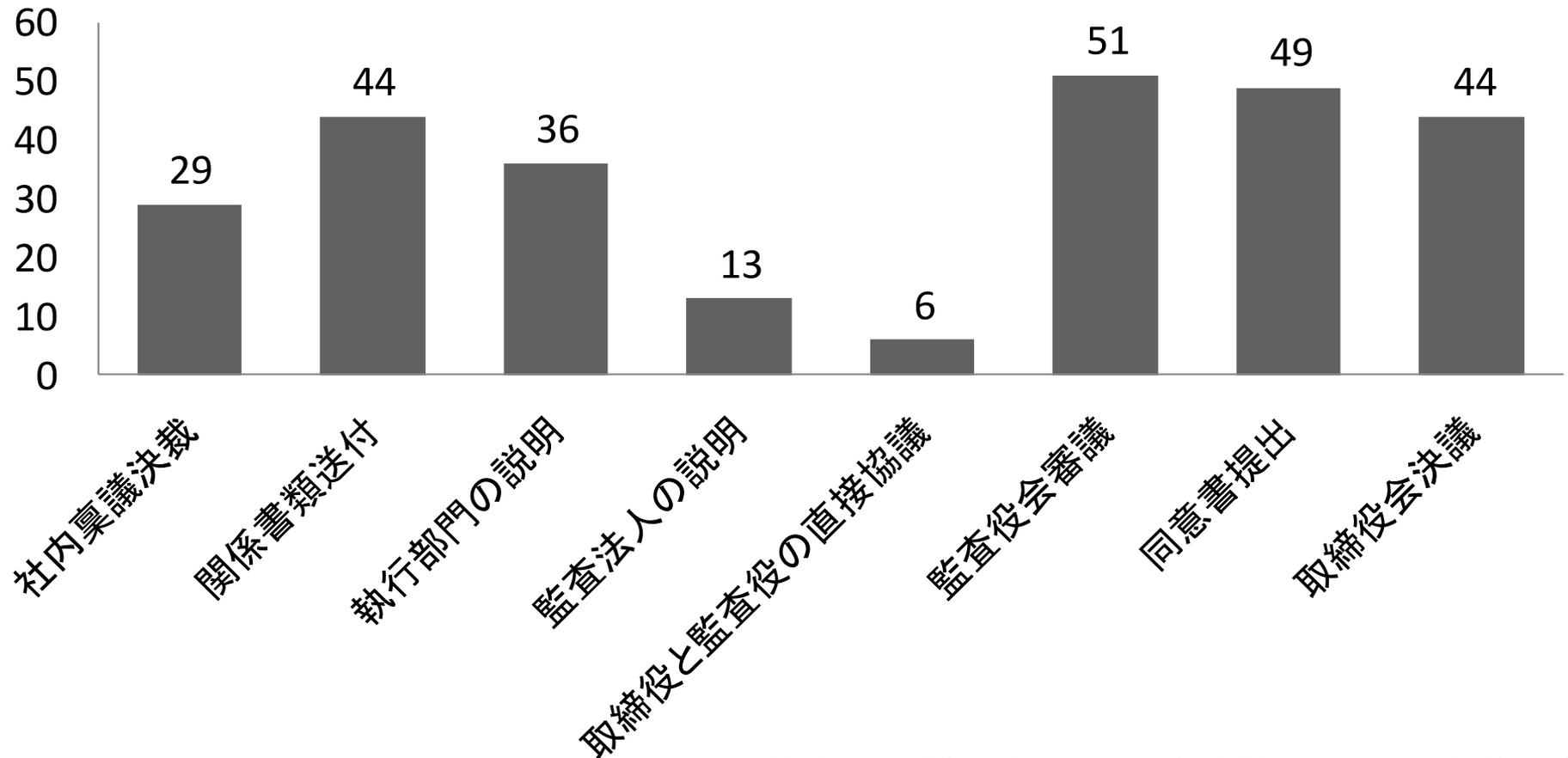
- 不要とした主な理由

- 現行の監査役の同意権は、実質的に拒否権と同等といえる。
- 執行部門の方がより詳細に会計監査人の職務実態を把握している。

## Q1.(2)

# 監査役(会)の同意を得るための手続

(会社数)

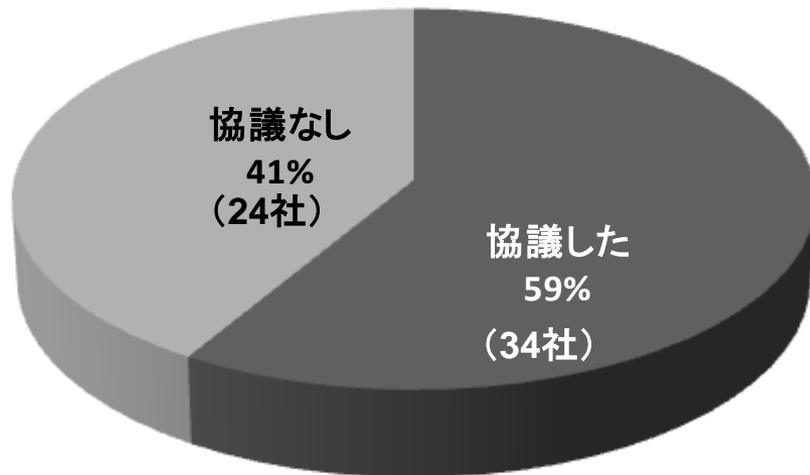


※社内で実際に行っている手続について複数回答

## < 考察 >

- 手続について、  
「監査役会の審議 → 同意書の提出 → 取締役会決議」  
という手順を踏んでいる企業が62社中31社。  
このことから、監査役の同意を踏まえて、取締役会で  
決議されており、同意権が機能していることがうかがえる。
- 取締役会決議が監査役会審議／同意書提出よりも先行して  
行われるか、監査役会審議／同意書提出が手続プロセスに  
明示されていない10社のうち9社は、執行部門や監査法人に  
よる監査役に対する説明や、取締役と監査役の直接協議等の  
機会を設けており、同意権が実質的に機能するための仕組みを  
整えている。

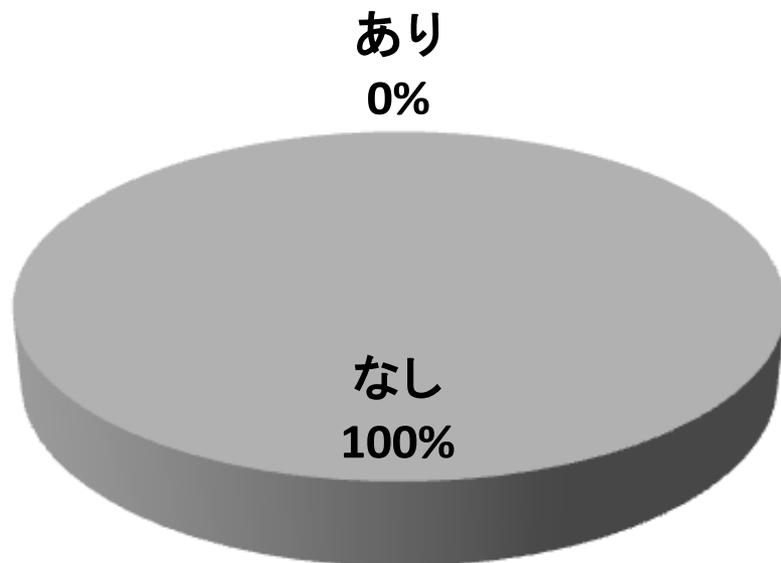
# Q1.(3)監査役との協議について



- 協議を行っていない主な理由
  - 自動再任によるため、協議の必要性がない。(24社中18社)
  - 正式な協議の場は設けていないが、適宜監査役に対して説明している。

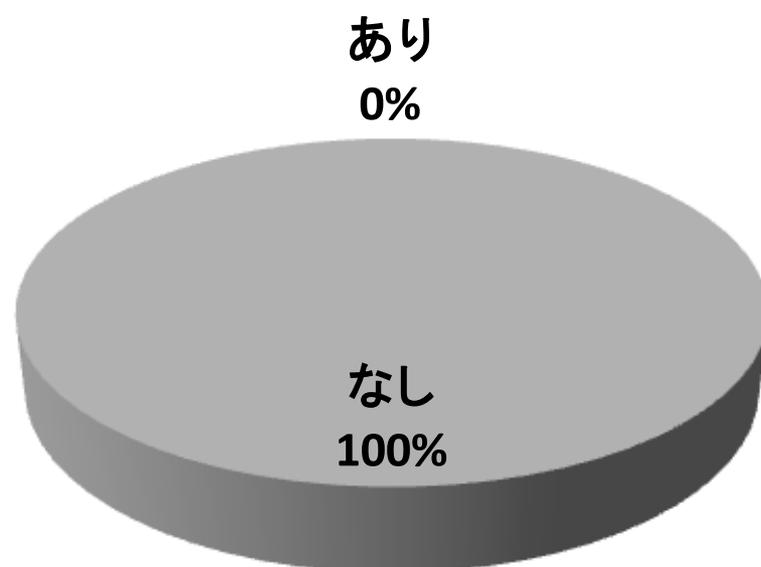
Q1(4)

取締役と監査役の  
協議での見解の相違



Q1(5)

取締役と監査役の  
協議後の見解の相違



※ 取締役と監査役の協議を実施している33社からの回答。

## 2. 報酬決定権について

### Q2.(1)報酬決定権を監査役に付与することは必要か

必要  
3%  
(2社)

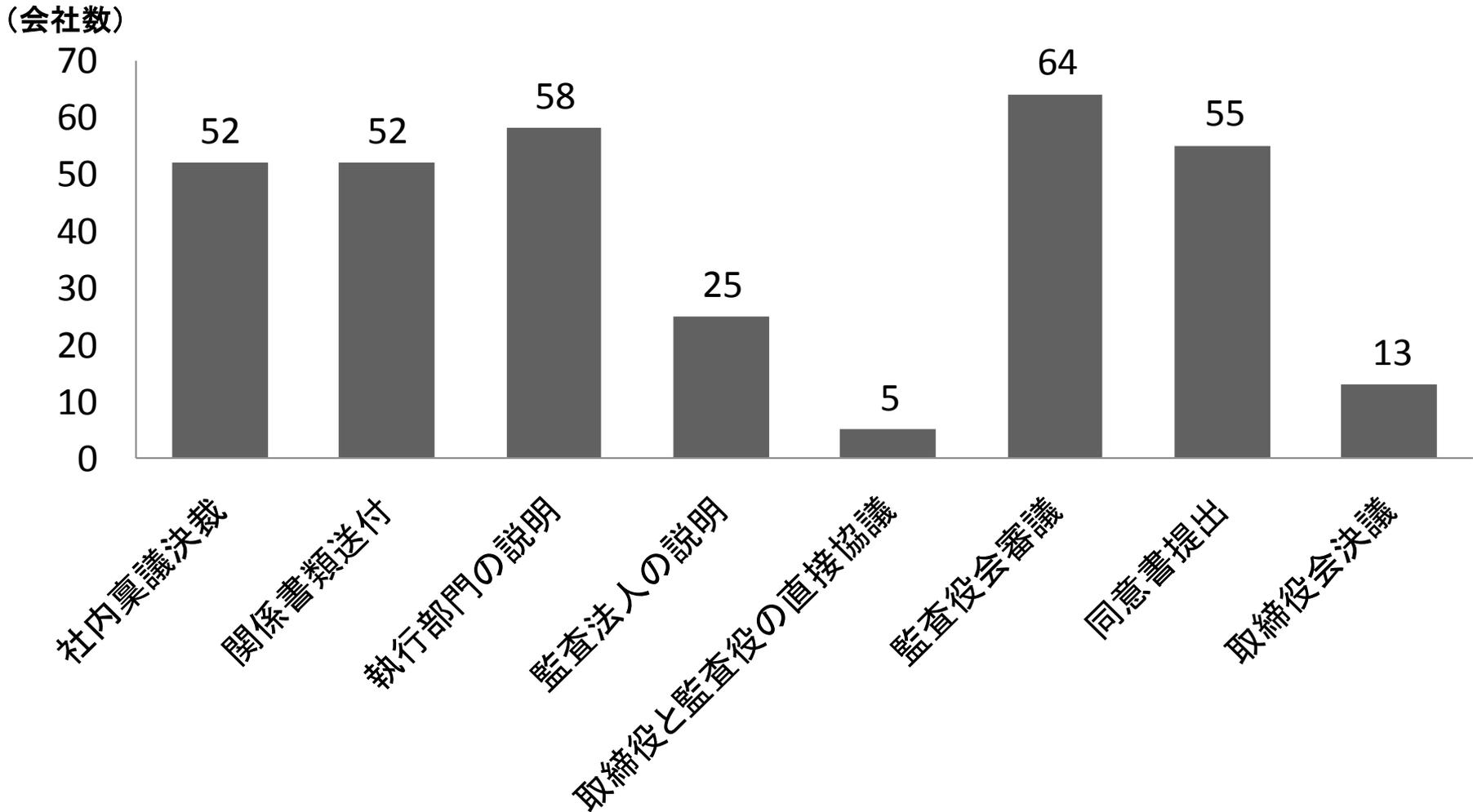
不要  
97%  
(65社)

- 不要とした主な理由

- 報酬額の決定は、実務上は業務執行の一部であり、監査役が行うべきではない。
- 監査役の同意権は実質的に拒否権として機能しているため
- 執行部と監査役会は当該案件について密に協議しており、不要。

## Q2.(2)

# 監査役(会)の同意を得るための手続

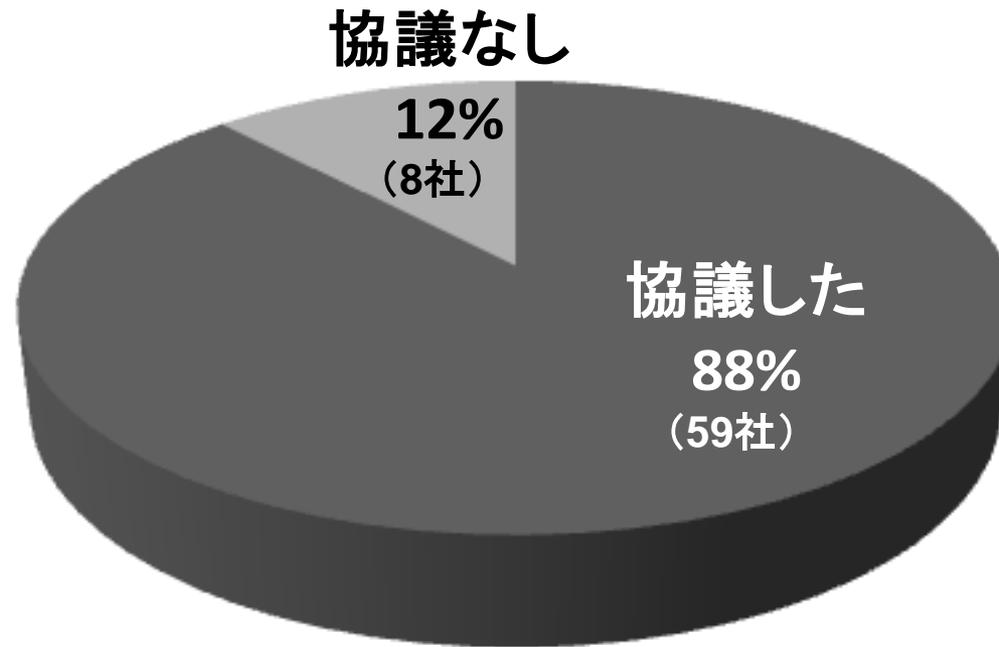


※社内で実際に行っている手続について複数回答

## < 考察 >

- 手続の順序として、監査役会審議及び同意書提出(その後に社内稟議決裁や取締役会決議がある場合も含む)を、最後に行う企業が、67社中53社(79%)。
- その53社中47社(89%)が、それらの前段階として、「執行部門の説明」ないし「監査法人による説明」を行っている。

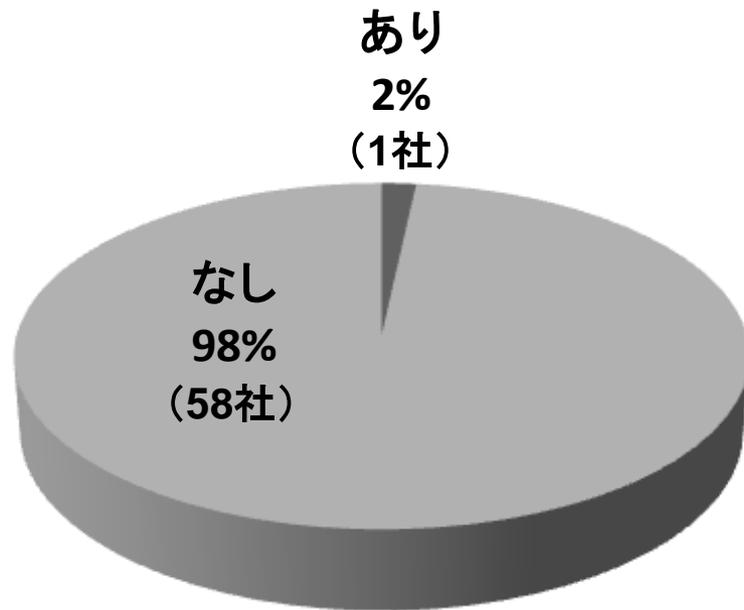
## Q2.(3)監査役と経営陣との協議



- なお、経営陣との正式な協議は行っていないと回答した企業でも、管理部門が監査役と協議している企業が存在。

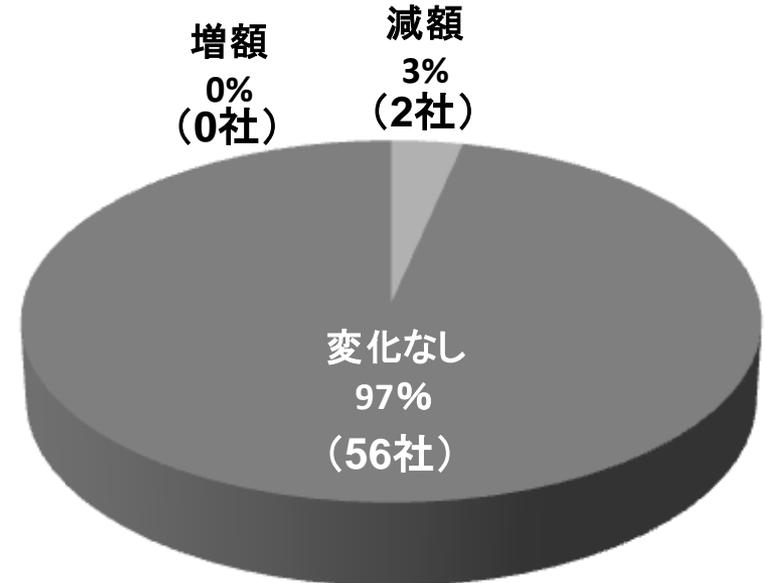
## Q2.(4)

### 取締役と監査役の 協議での見解の相違



## Q2.(5)

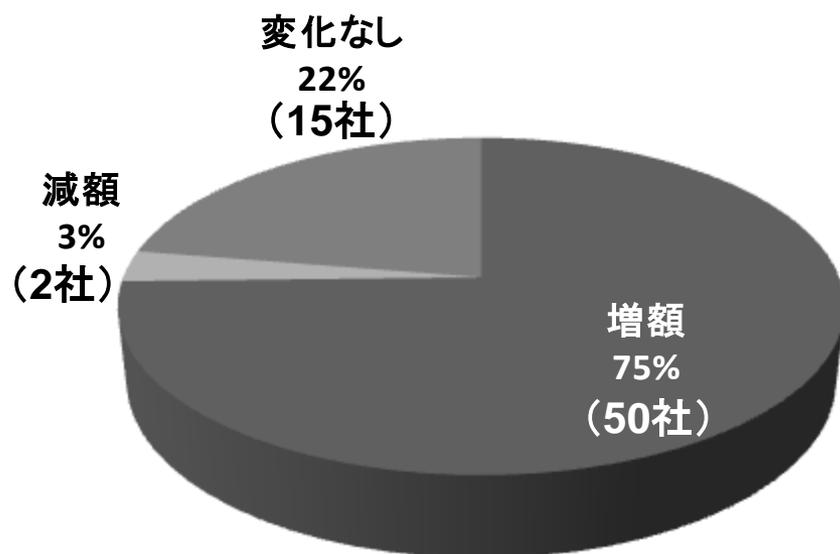
### 取締役と監査役の 協議後の報酬額増減



※ 取締役と監査役の協議を実施している59社からの回答。

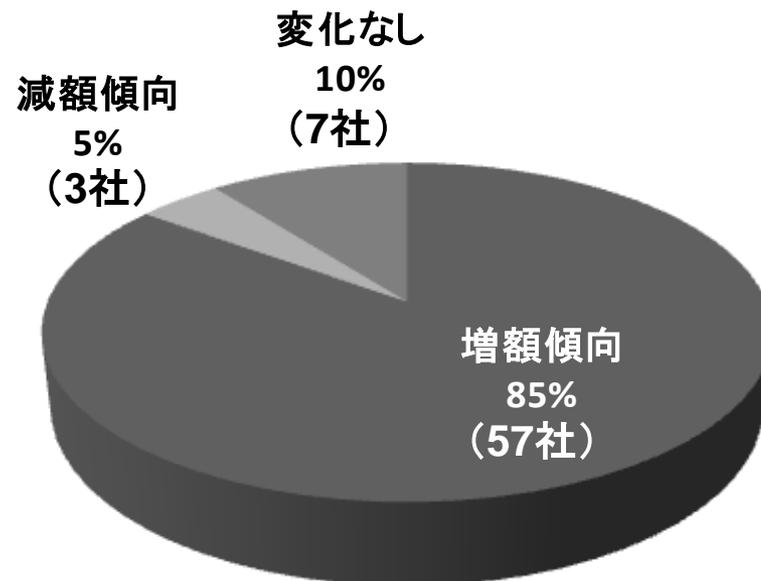
## Q2.(6)

同意制度を導入して  
初年度の監査人の報酬額は  
どのように変化したか



## Q2.(7)

同意制度導入後に  
監査人の報酬額は  
どのように変化しているか



- ただし、増額ないし増額傾向と回答した理由については、四半期報告制度や内部統制等の影響による監査工数の増加が挙げられており、同意制度によるものと回答した企業はほとんどなかった。(⇒Q2.(8)参照)

## Q2.(8) 同意制度の導入と報酬額の変化との間にはどのくらい関係があるか

## Q2.(9) 監査役に監査人の報酬決定権を付与した場合、報酬額はどのように変化すると予想するか

かなり  
関係あり  
0%  
(0社)

相応の  
関係あり  
2%  
(1社)

それほど  
関係ない  
35%  
(21社)

全く  
関係ない  
63%  
(38社)

増額  
19%  
(12社)

減額  
5%  
(3社)

変化なし  
76%  
(48社)

# アンケート調査の実施概要

- 2009年7月28日送付 8月21日〆切
- 送付先: 経済法規委員会委員企業(159社)
- 回答社: 68社
- 回答率: 42.7%